

香川県地震・津波被害想定調査委員会設置要綱

(目的)

第1条 香川県が実施する地震・津波被害想定調査に関して、最新の科学的知見と県の地域特性を反映させるとともに、専門的な見地から評価を行うために、香川県地震・津波被害想定調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の数は、7人以内とする。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。
- 5 委員長は、委員の互選により選出する。
- 6 副委員長は、委員長の指名により選任する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在または事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開により行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、委員会が会議の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。
 - 一 香川県情報公開条例（平成12年条例第54号）第7条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
 - 二 公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、総務部防災局危機管理課において処理する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月8日から施行する。

資料 2

(別 表)

所 属	氏 名	備 考
香川大学工学部教授・危機管理研究センター長	白木 渡	(総合防災)
香川大学工学部教授	長谷川修一	(地質工学)
香川大学工学部教授	松島 学	(構造工学)
徳島大学名誉教授	村上 仁士	(津波工学)
(独)海洋研究開発機構地震津波・防災研究プロジェクトリーダー 香川大学客員教授	金田 義行	(地震津波研究)
(独)産業技術総合研究所 活断層・地震研究センター副センター長	桑原 保人	(地震研究)
(独)港湾空港技術研究所 アジア・太平洋沿岸防災研究センター上席研究官	富田 孝史	(津波防災研究)